

【事案 23-181】 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 6 月 6 日 裁定終了

＜事案の概要＞

転換時に虚偽の説明等があったとして、転換契約の無効および転換時に遡及して転換前契約を解約することを求めて申立てがあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 17 年 7 月に終身保険に加入し、平成 23 年 4 月に転換したが、その際、募集人から、転換に対する提案書の交付や説明がなく、転換の意味や内容を説明されないまま、特約変更手続であると誤解させられて転換契約の申し込みをさせられた。また、募集人に正確に告知をしたにもかかわらず告知書に虚偽の内容を記載させられたので、転換契約を無効とし、転換時に遡って解約したものとして精算してほしい。

＜保険会社の主張＞

下記の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

(1) 契約転換に際しては、提案書を用いて全体で 2～3 時間かけて説明しており、契約のしおり・約款も交付している。

(2) 募集人は申立人の病歴等を聞いておらず、告知書は申立人自身が書いたものである。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、申立人が、申立契約の転換が錯誤（民法 95 条）により無効であると主張し、転換が無効であることを前提にして、差額保険料を不当利得（民法 703 条）として返還請求するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容及び申立人への事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

(1) 平成 23 年 9 月に転換後契約の解約手続が行われているものの、申立人が主張する同年 4 月の転換時点では解約の意思表示がなされておらず、他に解約を認める法律的な理由も理由もないので、転換時に遡及しての解約は認められない。

(2) 仮に契約転換が錯誤により無効であると判断され、転換前契約を同年 9 月に解約した場合、転換後契約を同日に解約した場合よりも解約返戻金額が少額となるので、申立人には、転換が有効とされた場合に結果的に損失が発生せず、請求を認めることはできない。

(3) なお、申立人は募集人による不告知教唆があった旨主張しているものと解されるが、保険会社は告知義務違反による解除をしておらず、保険金の支払いもしているので、申立てとの関係では問題とならない。

【参考】

民法 703 条（不当利得の返還義務）

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。